

土庄町特定事業主行動計画に基づく取組等の実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づく特定事業主行動計画の措置の実施状況及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の取組の実施状況を次のとおり公表します。

1. 取組内容

- (1) 毎週水曜日をノー残業デーに設定、業務用PCの使用時間設定など定時退庁を促進している。
- (2) 女性職員の活躍を目的とした外部研修の参加を推進している。
- (3) 全職員が年次有給休暇を年5日以上取得できるよう取り組んでいる。

2. 実施状況

- (1) 男性職員の配偶者出産休暇の取得率

項 目	目 標	令和6年度
男 性 職 員	100%	57.1%

- (2) 育児休業の取得率

項 目	目 標	令和6年度
男 性 職 員	10%	28.6%
女 性 職 員	100%	100%

- (3) 1年間の時間外勤務の時間数が360時間を超える職員（派遣職員を除く）

項 目	目 標	令和6年度
全 職 員	0人	12人

- (4) 職員一人あたりの年次休暇の取得日数

項 目	目 標	令和6年1月1日～12月31日
全 職 員	平均10日以上	平均8.8日

- (5) 管理的地位にある職員に占める女性の割合

項 目	目 標	令和7年4月1日
全 職 員	30%以上	34.9%